

次世代育成支援対策推進法に基づく  
国立大学法人東京学芸大学一般事業主行動計画

仕事と生活のバランスを重視した働きやすい職場環境を整備するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年）

2. 目標と取組内容・実施時期

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：出産・育児・介護と仕事との両立支援のための取組を継続・推進し、男性の育児休業（育児目的休業を含む）の取得率50%以上を目標とする。

<対策>

令和8年4月から以下の対策を実施する。

- ① 各種両立支援制度を積極的に周知するとともに、人事異動を行う職種を対象とした勤務地等の希望聴取の取組を継続
- ② 育児・介護休業の取得促進及び職員の多様な働き方のロールモデルを提示
- ③ 職員のワーク・ライフ・バランスの意識向上のための研修の実施
- ④ 在宅勤務制度、時差出勤制度の利用を促進する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2：職員の健康を確保し、働きやすい環境を整備し、フルタイム労働者の各月の時間外・休日労働時間の平均時間を30時間未満とする。

<対策>

令和8年4月から以下の対策を実施する。

- ① 「ノー残業デー」、「特別休暇（有給）による一斉休暇制度」、「ゴールデンウィークや年末年始などにおける連続的な年次有給休暇の取得促進」の取組を引き続き実施し、業務の効率化を図り、時間外・休日労働を削減する。
- ② 年次有給休暇の取得を促進する。

(3) その他の次世代育成支援対策に関する事項

目標3：子育てに関する社会貢献活動を推進する。

<対策>

令和8年4月から以下の対策を実施する。

- ① キャンパス内にある学外者も利用可能な授乳室、バリアフリースイレを広く周知し、利用推進を図る。
- ② 地域の子どもを対象としたイベント・プログラム等への教職員及びそのこどもの参加を支援する。